

○特定任意講習実施規程

北海道警察本部告示第46号

平成6年8月1日

改正 平成6年9月30日北海道警察本部告示第60号、8年8月28日第64-6号、12年10月17日警察本部告示第103号、14年5月31日第91号、17年1月21日第8号、22年10月29日第375号、27年5月29日第210号、28年3月18日第144号、令和3年3月30日第178号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の規定に基づき、特定任意講習実施規程を次のように定める。

特定任意講習実施規程

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第7章の4の規定による特定任意講習（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（講習実施基準）

第2条 講習は、別表の特定任意講習実施基準に従い実施するものとする。

（講習方法）

第3条 講習方法は、前条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用する教材は、教本、視聴覚教材等必要な教材とし、北海道警察本部交通部長（以下「交通部長」という。）が指定するものとする。ただし、これを補充する資料として交通部長若しくは方面本部長又は警察署長が作成する資料等を用いることができるものとする。
- (2) 講習会場における集合講習とし、講習指導員が講義式で行うものとする。

（講習会場）

第4条 規則第36条の15に規定する講習の会場は、講習の効果及び受講者の利便を考慮して設定するものとする。

- 2 前項の講習会場には、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習であることを明示するため、各会場の入口に「特定任意講習会場〇〇公安委員会」と看板等で表示するものとする。

（講習指導員等の配置）

第5条 1学級につき原則として講習指導員1名及び補助員1名を配置するものとする。

（講習実施責任者）

第6条 講習の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、講習会場ごとに講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置き、前条に規定する講習指導員をもって充てるものとする。

- 2 責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習会場に係る施設について管理し、講習が効果的かつ適切に行われるようにしなければならない。

第7条 規則第48条に規定する管理者（以下「管理者」という。）は、受託に係る講習に関し、特定任意講習実施計画書（別記第1号様式）により、委託契約締結後速やかに、年間の講習計画を策定し、規則第50条の規定による承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の計画を策定するに当たっては、北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部の交通課長（以下「本部主管課長」という。）と調整するものとする。

（受講申請の受理等）

第8条 警察署長は、規則第36条の12に規定する講習の対象者から受講の申出があったときは、当該申出者と事前に講習の日時及び場所、受講人員その他必要事項について調整した後に規則第36条の17第1項に規定する特定任意講習受講申請書（以下「申請書」という。）を受理するものとする。

- 2 警察署長は、前項の調整に当たっては、当該調整事項について本部主管課長に連絡した上で行うものとする。この場合において、本部主管課長は、受託者と講習指導員の派遣等について協議するものとする。
- 3 警察署長は、第1項の受理に当たっては、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条

例第30号)に定める講習手数料としての北海道収入証紙の貼付を確認するものとする。

- 4 警察署長は、前項の申請書を受理したときは、講習の日時及び場所を指定し、規則第36条の17第2項に規定する特定任意講習通知書を作成して申請者に交付するとともに、特定任意講習受講者名簿(別記第2号様式。以下「受講者名簿」という。)を2部作成し、1部をあらかじめ責任者に送付するものとする。

(受講者の確認)

- 第9条 責任者は、講習会場における受講者の受付に際し、受講者名簿により受講者の出欠状況を確認し、欠席者のあるときは、その旨を受講者名簿に付記するとともに、当該受講者名簿に係る警察署長に報告するものとする。

(終了証明書の交付等)

- 第10条 警察署長は、規則第36条の17第3項に規定する特定任意講習終了証明書(以下「終了証明書」という。)を作成し、あらかじめ責任者に送付するものとする。

- 2 前項の終了証明書は、講習を終了した者に対し、講習会場の責任者が当該講習会場で交付するものとする。この場合において、責任者は、運転免許証等により本人であることの確認を行うものとする。

- 3 前項の終了証明書の交付を受けた者から、当該終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことなどにより再交付の申出を受けたときは、特定任意講習終了証明書再交付申請書(別記第3号様式)を提出させるものとする。この場合において、警察署長は、受講者名簿により当該申出者の受講状況を確認した上で、終了証明書を再交付するものとする。

(委託する事務の範囲)

- 第11条 受託者が行う講習の実施に関する事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講習会場における受講者の受付
- (2) 講習の実施に必要な施設及び教材の提供
- (3) 講習の実施
- (4) 終了証明書の交付
- (5) 前各号の事務に付随する事務

(結果報告)

- 第12条 警察署長は、その月の実施結果を特定任意講習実施結果報告書(別記第4号様式)により、翌月10日までに交通部長又は方面本部長に報告しなければならない。

- 2 規則第48条に規定する受託者が選任する管理者(以下「管理者」という。)は、その月の講習の実施に関する業務の実施結果を特定任意講習結果報告書(別記第5号様式)により、翌月10日までに交通部長又は方面本部長に報告しなければならない。

(簿冊の備付)

- 第13条 受託者は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 受講者名簿
- (2) 特定任意講習業務日誌(別記第6号様式)
- (3) 講習指導員名簿(別記第7号様式)
- (4) その他委託に関する関係書類

- 2 前項の簿冊を保存すべき期間は、委託事務を完了した日の属する年度の翌月から2年間とする。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則〔平成6年北海道警察本部告示60号〕

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則〔平成8年北海道警察本部告示64-6号〕

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則〔平成12年北海道警察本部告示第103号〕

この規程は、平成12年10月17日から施行する。

附 則〔平成14年北海道警察本部告示91号〕

この規程は、平成14年5月31日から施行する。

附 則〔平成17年北海道警察本部告示8号〕

この規程は、平成17年1月21日から施行する。

附 則〔平成22年北海道警察本部告示375号〕

この規程は、平成22年10月29日から施行する。

附 則〔平成27年北海道警察本部告示210号〕

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則〔平成28年北海道警察本部告示144号〕

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔令和3年北海道警察本部告示178号〕

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則実施規程、第2条の規定による改正前の取消処分者講習実施規程、第3条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第4条の規定による改正前の安全運転管理者等講習実施規程、第5条の規定による改正前の原付講習実施規程、第6条の規定による改正前の更新時講習実施規程、第7条の規定による改正前の特定任意講習実施規程、第8条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第9条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第10条の規定による改正前の高齢者講習実施規程、第11条の規定による改正前の特定任意高齢者講習等実施規程及び第12条の規定による改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。

## 別表（第2条関係）

## 特定任意講習実施基準

講習科目	講習細目	講習時間	講習方法
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 (2) 交通事故の特徴 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分	○ 講義（教本、視聴覚教材等）
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるように指導する。 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 (5) 負傷者の救護措置 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 ○ 受講対象に応じたDVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等について理解を深めさせる。 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 ○ 受講者の前回の更新後において改正	40分	

	<p>された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。</p> <p>(3) 危険予測と回避方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。</li> <li>○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討議をさせる。</li> </ul>		
<p>4 運転適性、技能についての診断と指導</p>	<p>(1) 筆記による診断と指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</li> </ul> <p>(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</li> </ul> <p>(3) 運転シミュレーター操作による診断と指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。</li> </ul> <p>(4) 実車による診断と指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて診断を行う。</li> </ul>	<p>60分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実技等(教本、運転適性検査器材等)</li> </ul>

注 講習科目の4の講習細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別記第1号様式（第7条関係）

特 定 任 意 講 習 実 施 計 画 書

年 月 日

公安委員会 殿

受託者（管理者）

所 在 地

氏名又は名称

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第7章の4による特定任意講習を次のとおり実施することとしたので、承認願いたく計画書を提出します。

管轄部署別	合 計		月 別 実 施 回 数											備 考	
	回数	講習予定人員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
合 計															

注1 実施計画は、年間計画とする。  
 2 規格は、A列4番横長とする。





別記第3号様式（第10条関係）

特定任意講習終了証明書再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
受 講 年 月 日	
受 講 場 所	
再交付を申請する 理 由	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

北海道警察本部交通部長 殿  
（ 方面本部長）

警察署長

特定任意講習実施結果報告書（ 月分）

実施月日		実施場所 (講習会場名)	受講者数	受講態様別	備考
月	日				

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第12条関係）

特定任意講習結果報告書										
								年	月	日
公安委員会 殿				受託者（管理者） 所在地 氏名又は名称						
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第7章の4による特定任意講習を次のとおり実施したので、報告書を提出します。										
実施月日				実施場所 (講習会場名)	受講人員	講習指導員等		責任者	備考	
月	日	開始時間	終了時間			指導員数	補助者数			

注 規格は、A列4番横長とする。

別記第6号様式（第13条関係）

特定任意講習業務日誌

実施月日	実施時間	受講人員	実施会場名	講習指導員名	補助者名	備考
	自： 至：					
	自： 至：					
	自： 至：					
	自： 至：					
	自： 至：					
	自： 至：					
	自： 至：					

注 規格は、A列4番横長とする。

